

第1回 滋賀県特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和6年11月27日(水) 15:00~16:15
- 2 場 所 : 滋賀県庁本館 4-A会議室
- 3 議 題 : 会長の選任および知事の諮問を受けて審議
- 4 出席委員 : 市村あつ、川松有美、真山達志、村井米男、山本久子
(五十音順、敬称略)
委員6名中5名出席、白木宏司委員欠席
- 5 資 料 : 令和6年度 滋賀県特別職報酬等審議会 資料

6 会議概要 :

(1) 総務部長あいさつ

総務部長の岡田でございます。

皆様方におかれましては、平素は、それぞれのお立場から、本県発展のため、一方ならぬ御配慮、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、滋賀県特別職報酬等審議会が発足するに当たり、委員就任につきまして、お願い申し上げましたところ、快く御承諾を賜り、ありがとうございます。

また、本日は何かと御多用中にもかかわらず、御出席賜り、重ねてお礼申し上げます。

本席には、知事が出席して御挨拶申し上げるべきところでございますが、諮問申し上げる事柄の性質上、御遠慮申し上げますので、何卒、御了承賜りますようお願い申し上げます。

御案内のとおり、この審議会は、特別職の報酬等の額の決定に当たっては、十分に県民各層の意見を反映させるべきであるという趣旨から、設置しているものでございます。

御審議をお願いする事項は、県議会議員の議員報酬の額、知事および副知事の給料および退職手当の額についてでございます。現在の報酬等の額につきましては、平成27年に開催いたしました前々回の審議会の答申に基づきまして改定したものでございます。

前回は、令和元年に開催させていただき、「据置き」との答申をいただきました。

前回の開催から5年経過すること、この間、本県一般職や他団体の特別職、国の特別職の給与改定等があったことなどから、このたび、審議会を開催することといたしました。

皆様方におかれましては、これらの諸事情を十分御賢察のうえ、御審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 会長の選任、会長職務代理者の指名

事務局 : 会長は規定によりますと、委員の互選によることとなっております。どなたか何かございませんでしょうか。

A委員：会長は、規定では互選ということですが、選挙も煩雑ですので、皆さんが異存なければ、真山委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがですか。

各委員：異議なし。

事務局：それでは真山委員にお願いしたいと思いますので、会長席までお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、真山会長からご挨拶をお願いいたします。

会長：ただいま会長に選出いただきました同志社大学の真山と申します。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど総務部長のご挨拶にもありましたように、本審議会は知事、副知事の給料、それから県議会の議員の議員報酬の額を決めるという非常に重要な項目を審議するという役割を担っております。

こういった給与や報酬というのは、社会経済状況であるとか、滋賀県の財政状況、いろいろなものを総合的に勘案しないといけないというもありますし、そして何よりも負担をお願いする県民の皆さんの多くが納得できるような水準でなければならないという、いろいろな難しい要件がありまして、複雑な連立方程式を解くようなものです。そういった意味で大変皆さんにもご苦勞をおかけするかとは思いますが、客観的な立場からいろいろ御意見をいただければと思っております。

本審議会が円滑に運営できますように皆様のご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

それではただいまから審議会の審議に入らせていただきます。

まず、この会議ですが、滋賀県特別職報酬等審議会規則第3条第3項の規定によりまして、「会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」とこととされておりますが、本日は白木委員がご欠席ですが、半数以上の方が出席されておりますので、この審議会が審議会規則の規定に従い成立していることを確認させていただきます。

以後については、会長に進行をお願いいたします。

会長：それでは、規則の規定によりまして、会長の職務代理者は会長が指名することになっておりますので、村井委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(3) 諮問書手交

<事務局が「令和6年度 滋賀県特別職報酬等審議会 資料」を説明しました。>

<事務局から、欠席委員から提出された意見書を紹介しました。>

(4) 審議

<質疑および意見>

B委員：平成27年にだいぶ下げたのは、何が主な理由だったのですか。

事務局：人口・財政規模類似団体との比較で滋賀県が相対的に高かったということで均衡を取る形で引下げを行っております。検討に当たっての資料がいくつかございましたが、大きな理由としましては、この類似団体との均衡でございます。

B委員：今は物価高などいろいろあって、滋賀県は今日こうして審議会をやっているが、他も今同じようにして、審議中みたいなのところもあるのですか。

事務局：各県におきましてもまさにおっしゃったように、物価高等の影響を踏まえまして開催を検討している団体が多くございます。

資料の4ページになりますが、今年度に入りまして、島根県が審議会を開催しておりまして、8月から知事の給料月額を引き上げています。これは、一般職の改定率を考慮して4万円の引上げを行ったものです。

B委員：他はまだこれからということでしょうか。

事務局：10月1日現在で把握している全国状況では、資料のとおりです。

会長：20年ぐらい前までは、全般的に賃金が伸びない、むしろ低下傾向もあった状況の中で、特別職の給与などもどちらかというと据置きないしは引下げということだったのですが、ここ最近はちょっと経済情勢や賃金情勢が変わっているというようなこともありますので、そのあたりを踏まえての議論かとは思います。

まず、検討事項がいくつかありますので、知事の給料の額について審議をしたいと思います。

知事の給料月額をどうするかという方向性について、具体的な金額などについては今後ですが、まず方向性として、どのような考え方がよいか、御意見を伺いたいと思います。

C委員：基本的に、企業側にいますと、全部上げています。今年でも上げると。政府も言っていますし、上げないと人が採れません。雇用環境がものすごく流動化している中で、間違いなく上がっている。ちょっとわかりにくいのは、中庸を取るという方法。企業の場合は、「頑張ってやってくれ」ということを言えば辻褄が合うが、頑張ろうが頑張るまいが中庸を取るという発想ですね。最後は同じところでぐるぐる回るのはないか。上がることはない。上げようにもどうして考えていくのかよくわからない。上げると言っても、また誰かが上げない限り変わらない。この発想は、そもそも今のこういう時期に使えるものなのか。専門家じゃないとわからないですが、企業の場合は業績を上げればよいという発想。他の団体とか、何かいいサジェスションがあれば。

B委員：誰が、どこが、最初みたいなことになる。滋賀が上げたらまた他が上げてくるのだろうし。

会長：実績とか成績に基づいて金額を決めるということは、行政の世界ではできていませんし、やろうと思ってもなかなか難しい。ましてや知事の場合ですと、知事の業績とかそれを何で測定するのかということになると、おそらく

知事を支持する人は高く評価するし、反対派の人は低く評価するという、客観的に評価ができない面がありますので、なかなか「これだけの実績・成果を上げているので、このぐらいの給料が望ましい」という議論ができないのが正直なところです。

本来はそれが望ましい給与査定なのですが、現実としてなかなか難しいので、結局みんな周りを見ながら、というふうになっている。

そもそも今の水準、それが全国平均にしる類似団体平均にしる、その水準が妥当なのかどうか自体も、実は何か客観的な根拠があるわけではなくて、何となくそう決まっていて、長い経緯のうちにこのくらいになったというのが正直なところかなと思います。

先ほどご説明がありましたように、今のような決め方、審議会を開いて、類似団体と比較して、突出しないように調整しなさいね、という当時の自治省の通達が出たのは昭和 47 年でしたか。

事務局： 昭和 43 年です。

会長： 大昔ですよ。それ以降、基本的な決め方は変わっていない。それが果たして現代的にどうなのかということがあるのですが、それに代わる客観的、合理的な方法があるのかって言われると実はないので、結局従来どおりということになっています。この審議会を今回開くにあたりまして、一応私行政のことを研究しているのですが、研究者の立場として「こういうやり方があります」というのをお示しできないというのが正直なところです。

B 委員： 知事や議員は数年おきに選挙で選ばれるので、過去の実績に応じていうよりは、次の選挙でいい人に当選してもらわないと、滋賀県民が路頭に迷ってしまうので、それなりの水準を持っておかないと、過去の評価ではなくて、次により良い人が来てもらう、人材を確保するっていう意味でも、ある程度の水準を保つ必要があると思っています。

知事は特に本当に能力のある人に来てもらわないと大変なことになる。でもそういう人って別に滋賀県知事でなくても、国会議員になってもいいし、どこかの会社の社長さんだってできるし、何でもできる人が多いと思うので、そういう人が魅力を感じる職場でないと知事に立候補してもらえなくなってしまうので、やっぱり一定の数字を保つ必要があるし、これだけちょっと世の中の勢いがちょっとずつ上がっている時代なので、別に知事の給料がこの額だから物価が上がると生活が苦しいとかそんなことではないかもしれないけれども、周りが上がっているのに合わせて少しは上げるべきなのかなというふうに思っています。ただどこまで上げるべきかというのはまた別問題かなとは思っています。

会長： 今おっしゃったように、人材確保という点で現在現職の知事も安心して生活して、仕事に打ち込めるような給与水準は必要であるということ。一方で、政治家の給与については、候補者自身の選挙のことを考えると、安い方が選挙には有利です。「私は給料を下げます、退職金も辞退します」という候補者が、実は票を集めるという現実もあるので、選挙のことだけ考えると安い

方がいいみたいな風潮もあります。それは言い換えれば、県民の多くは、有権者という立場では、給与水準は低くしてもらった方がいいという思いの現れでもあるのですが、一方で、たまたま他に収入があるような人が知事になろうとしている場合はそれでもいいのですが、やっぱりそれを職業として見た場合に、生活あるいは選挙で落ちた場合、4年後が保障されているわけではありませので、そういうことを考えたときに、誰もが安心して知事を務められるような水準を設定しておく必要があるのかなという意見です。

今、具体的にはB委員から、今の経済情勢であるとか賃金の動きを見るとある程度上げる方向が必要だろうという御意見だったのですが、他の委員の皆さんはいかがでしょう。

C委員： その通りだと思います。

会長： 金額はともかくとして、据置きないしは下げるという選択肢はこの状況ではあまりないだろうということで、基本考えとしてはその方向でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。では一応、額を引き上げるという方法でまとめていきたいと思います。

ある意味それに連動するのですが、次に副知事の給料の額、それから議員報酬の額についてもご意見をいただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

特に現状で副知事や議員報酬が知事とのバランス等を考えてものすごくアンバランスだとかですね、具体的に大きな問題が出ているということは聞いておりませんので、知事の給与を上げる、下げるなどの変動があった場合、ほぼそれに連動するような形で、副知事および議員報酬を考えていくということで、基本的にはそれでよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

会長： では基本の方向性としては知事の給料と同じ方向で考えていくということにしたいと思います。

次に、知事と副知事の退職手当についての考え方なのですが、一般的には給料についてはさほど気にならなくても、とりわけ退職金は一般の人の感覚ですと4年間で3,500万円というのはものすごく多いという印象は当然受けると思います。普通の人的一生働いてもそんな退職金は出ないという方は多いわけですので、そういう県民感覚もあります。単純に考えますと、今のルールでは給料が決まれば自動的に退職金が決まる、それで終わりなのですが、今回、退職手当についてどういう考え方で臨むか、この辺りについて何かご意見はございますか。

B委員： 内訳をどうするのがいいのかちょっと私もよくわからないのですが、毎月渡す給料を増やすのか、退職金を減らすのか、ちょっとその辺はわからないのですが、トータルして4年間でもらう金額としては、それはこのぐらいの働きはしていただいていると思うので、トータルとしては別に何かも

らいすぎているとかそんなふうに思わないです。だから月額をちょっと増やすのだったら、それに応じて退職金も増やすのではないのですかとは思いますが、本当は退職金っていうよりも月々支払う給料としてはえらく低いなと逆に思っていたので、退職金があるからこのぐらいいでも我慢していただくかというふうに思いますが、本当は月々をもっと払えばいいのにな、とは思っています。2人分、3人分ぐらい働いてもらっているのです。

C委員： 確かに、企業経営者からすると、今は退職金は報酬に含まれている。どうしても長期のスパンで出す。

給料を上げてしまって、はっきりと入れた方がいいと思うのですが、横並びできませんが、最終的な形態は、何をしてもらうか、この給料でこの仕事をしてくれますかと言って、知事は選ぶべきだと思う。副知事は知事が選任するので、意味がまた違うところにありますので、それを一緒にしているというのは何かちょっと違和感があります。どうしたらいいのかはよくわからないのですけど。

会長： 今お話があったように、民間でも昔のように終身雇用制でなくなってきましたと、退職金という形ではなく月々の給与の中に退職金の要素があって、総額で割っていくということが多くなっています。そういう意味からすると知事の給与も4年間の総額を決めてそれを月額に割っていくとか、そういう仕組みの方が本当はいいのかもしれないのですけれども、今回の諮問事項ではそこまでは考えろとは言われていませんので、今後の検討課題ということになるでしょう。これはなかなか滋賀県単独で変えるというのも難しいでしょうから、知事会等でそういうことを議論していただくという今後の宿題ということになります。ただ、今いただいた御意見からすると、今回もう給与の月額を決めて、それによって算出される退職金の額の総額を見たときに、それが4年間の知事の給与総額として妥当かどうかというところをもう一度検討してみて、それで退職手当の割合であるとか、総額を考えるという、そういう考え方で進めていくということでもよろしいでしょうか。支給割合を上げたり下げたりする調整でこれぐらいが妥当な額だろうというところを検討するということで。

各委員： 異議なし。

会長： おそらく月額を上げるので、退職金も当然上がりますが、今の退職手当の計算でいくと「在職月数×100分の59」ですから、その金額は相当額になりますので、ちょっと上げただけで退職金はボンと増えるということもあります。金額を実際に出してみないと分かりませんので、そのあたりはまた次回のときに具体的な数字を見ながらこれでいいかどうか、御判断をいただければと思います。

基本的な考え方については、非常にスムーズに進みまして皆さんの合意を得ましたので、私の感想、意見を述べさせていただきます。従来、上げるにしても下げるにしても据え置くにしても、類似団体というのを見てそこに合わせていくというのはある意味穏当なやり方ですし、先ほど言っておりまし

た昭和 43 年の自治行政局長の通達に沿ってやっているわけです。それをいまだにやっているというのも驚きですけども、ただ、先ほどの資料の中にありました類似団体というのを見ていただいたときに、例えば5 ページでいう類似団体っていうのは人口が似ているのと財政規模が似ているという2種類を採っているのですね。これをもって類似団体というふうに言っているのですが、確かに人口規模というのはそれなりに県の大きさとか、いろんな経済力とかをある程度は反映するのですが、やっぱり地域差っていうのは相当出る。たまたま人口が同じというだけで、北は青森、岩手がありますし、南は沖縄までありますので、やはりその地域差、とりわけ地域経済の状況っていうのは相当違うと思います。単に人口が似ているということです。

財政規模も大体似たようなものが出てくるのですが、人口規模と財政規模は割と相関関係が強いので、人口が増えればいろいろ公共サービス費用も増えますので、そういうことがあるのでほぼ似たようなものが並べられます。しかし、給与を決めるときの水準として、人口や財政というのはちょっと要素が違うような気がするのですね。どれだけ働いたかということと、その生活給ということを前提とすると、その地域の経済状況の方が本来は給与を決定する基準としては適切かなと思います。あまり適切ではないもので似ているというところと揃えるのが果たして合理的なのかっていう疑問をちょっと持っています。それで資料を見ますと6 ページに地域手当支給割合同一団体というのがありまして、これは国が地域手当を支給するときに、その地域の給与水準とか物価とかそういう経済状況を見て、似ている地域を同じ地域手当の割合としてまとめているのです。6 ページにある表を見ますと、確かに全国的に散らばっているのですが、そして例えば埼玉、千葉、静岡、兵庫、広島、福岡という政令市を持つような、かなり大都市を持っているような県もあるのですが、一方で、茨城、栃木とか、三重とか奈良とかですね、割と滋賀県と経済状況とかそういったものが似通ったところっていうのがあるのかなと思います。比較的都市部に近くて、人口の多い都市地域と、それから周辺に中山間地域も持っているというような、そういう感じの県が並んでいますので、経済状況であるとかそういう点ではむしろこの地域手当支給割合同一団体の方が類似団体じゃないのかな、特に給与などを決めるときの似たところっていうのはこうじゃないかなっていう気もしています。

これはあくまでも私の意見、考えなのです。

従来 of 類似団体と比較していけば、現状はせいぜい1 万円ぐらいの差があるかなという程度なのですが、一方で地域手当支給割合の方でいくと、10 万円以上の差が出てくるのですね。この差が大きいので、こっちでいくとちょっと極端に変わってしまいますので、さっきの中庸という発想から外れすぎるのでどうかな、という気もするのですが、単に従来からの類似団体に合わせればいいという単純な発想ではなく、もう少し何か経済の実態とか周辺の民間企業の給与水準とかその辺を踏まえた金額というものを出して行って、通達からは若干外れるかもしれませんが、類似団体を参考にしつつも、滋賀

県独自の考え方がありますよってというような方向も考えてはどうかなって
いうふうに思ったりもしています。

この辺りは次回のときに具体的にどのぐらいの金額がいいかを議論する
ときに、「エイヤー」で決めるわけにはいきませんので、何か根拠が必要にな
ります。なぜこの金額なのか、そういう根拠付けのときにいろいろ考えない
といけないので、その一つぐらいに考えていただいたら結構という程度で、
これでいきましょうということを提案しているわけではありません。

そういうことも踏まえまして、上げる方向で次回事務局に案をお作りいた
だくことになります。案は複数なのか、どのように想定されていますか。

事務局： 基本的にはこの額っていうのを一定お示ししたいと思っていまして、1案
ないしは2案という形で考えたいと思います。ちょっと中でもう一度相談し
ます。

会長： そのときにはやっぱり類似団体といった考え方もあるわけですね。

事務局： 今おっしゃられたような他の都道府県の類似団体等、諸々調べたいと考
えています。

会長： 次回のときには出てきた案に基づいてご審議いただくわけですので、その
ときに先ほども申しましたけども、今回いただいた資料以外にもっとこうい
う資料があったら判断の参考になるといったご希望が今あれば出していただ
いて結構ですし、後から気づかれましたら事務局の方にお申し出いただい
たら用意していただけると思いますのでお願いいたします。

次回までに何かご指摘や準備の関係でお伝えしておきたいことなどは何
かありますか。

今回は数字が出てきますのでね。かなりシビアな話になるなと思うのです
けれども、もしよろしければその方向で進めていきたいと思います。

では、本日皆さんからいただきましたご意見で、基本的には額を引き上げ
るという方向で進めていくということをお願いしたいと思います。

皆様のご協力のおかげで本日予定しておりました審議事項は、非常に円滑
に進みましたので、本日の審議は以上ということになります。今回は今日の
ことを踏まえまして、事務局から案を出していただきまして、それをもとに
審議を進めるということにさせていただきます。

それでは、事務局の方から連絡事項等をお願いいたします。

<事務局から連絡事項を説明しました。>